

新旧対照表（宮崎市介護給付費等支給決定基準）

新		旧	
I. 基本的な取扱い（略）		I. 基本的な取扱い（略）	
II. 用語の定義		II. 用語の定義	
1. 障がい者（略） 2. 障がい児（略） 3. 基準最大支給量（略） 4. 加算後最大支給量（略） 5. 日中活動系サービス 生活介護、 <u>就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、地域活動支援センターⅡ型、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。</u>		1. 障がい者（略） 2. 障がい児（略） 3. 基準最大支給量（略） 4. 加算後最大支給量（略） 5. 日中活動系サービス <u>生活介護、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、地域活動支援センターⅡ型、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。</u>	
III. サービスの内容及び対象者		III. サービスの内容及び対象者	
介護給付 同行援護、行動援護、短期入所、施設入所支援（略）		介護給付 同行援護、行動援護、短期入所、施設入所支援（略）	
	サービス名		サービス名
	居宅介護 【法第5条第2項】	内容及び対象者 【内容】 障がい者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。 (1) 身体介護 居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護）を中心としたサービス。 (2) 家事援助	内容及び対象者 【内容】 障がい者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。 (1) 身体介護 居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護）を中心としたサービス。 (2) 家事援助

	<p>単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であり、家事援助（調理、洗濯、掃除等）を受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるサービス。</p> <p>(3) 通院等介助（身体介護を伴う・伴わない）</p> <p>通院等（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）又は官公署並びに相談支援事業所等への移動（公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を中心としたサービス。</p> <p>(4) 通院等乗降介助</p> <p>通院等（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助を行</p>		<p>単身の世帯に属する利用者又は家族もしくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であり、家事援助（調理、洗濯、掃除等）を受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるサービス。</p> <p>(3) 通院等介助（身体介護を伴う・伴わない）</p> <p>通院等（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）又は官公署並びに相談支援事業所等への移動（公的手続又は障がい福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を中心としたサービス。</p> <p>(4) 通院等乗降介助</p> <p>通院等（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助を行</p>
--	--	--	--

		<p>うサービス。</p> <p>【対象者】</p> <p>障がい支援区分が1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合。）である者。</p> <p>ただし、通院等介助（身体介護を伴う）を算定する場合にあっては、<u>以下</u>のいずれにも該当する者。</p> <p>（ア）障がい支援区分2以上の者。</p> <p>（イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち、①から⑤までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。</p> <p>①「歩行」：「全面的な支援が必要」</p> <p>②「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>③「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>④「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>⑤「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>			<p>うサービス。</p> <p>【対象者】</p> <p>障がい支援区分が1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合。）である者。</p> <p>ただし、通院等介助（身体介護を伴う）を算定する場合にあっては、<u>下記</u>のいずれにも該当する者。</p> <p>（ア）障がい支援区分2以上の者。</p> <p>（イ）障がい支援区分の認定調査項目のうち、①から⑤までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。</p> <p>①「歩行」：「全面的な支援が必要」</p> <p>②「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>③「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>④「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>⑤「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>
<p>重度訪問介護</p> <p>【法第5条第3項】</p>		<p>【内容】</p> <p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護</p>		<p>重度訪問介護</p> <p>【法第5条第3項】</p>	<p>【内容】</p> <p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護</p>

	<p>を有するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は<u>介護医療院</u>に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>障がい支援区分が4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は助産所に入院又は入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用する場合を含む。）であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者。</p> <p>（1）次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当していること。</p> <p>（ア）二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>（イ）障がい支援区分の調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。</p> <p>（2）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。</p>		<p>を有するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は<u>介護医療病院</u>に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>障がい支援区分が4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療病院</u>又は助産所に入院又は入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用する場合を含む。）であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者。</p> <p>（1）次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当していること。</p> <p>（ア）二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>（イ）障がい支援区分の調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。</p> <p>（2）障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者。</p>
--	--	--	--

	<p>療養介護 【法第5条第6項】</p> <p>【内容】 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。</p> <p>【対象者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として以下のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 障がい支援区分6に該当する者であって、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。</p> <p>(2) 障がい支援区分5以上に該当する者であって、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者。</p> <p>(ア) 重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>(イ) 医療的ケアの判定スコア（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚</p>		<p>療養介護 【法第5条第6項】</p> <p>【内容】 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。</p> <p>【対象者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として以下のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 障がい支援区分6に該当する者であって、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者。</p> <p>(2) 障がい支援区分5以上に該当する者であって、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者。</p> <p>(ア) 重症心身障がい者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>(イ) 医療的ケアの判定スコア（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚</p>
--	--	--	--

	<p>生労働省告示第 122 号) 別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。) が 16 点以上の者。</p> <p>(ウ) 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等 (12 項目) の合計点数が 10 点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者。</p> <p>(エ) 遷延性意識障がい者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者。</p> <p>(3) (1) 及び (2) に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市が認めた者。</p> <p>(4) 平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設 (障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成 22 年法律第 71 号) 第 5 条による改正</p>		<p>生労働省告示第 122 号) 別表障害児通所給付費等単位数表第 1 の 1 の表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。) が 16 点以上の者。</p> <p>(ウ) 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等 (12 項目) の合計点数が 10 点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者。</p> <p>(エ) 遷延性意識障がい者であって、医療的ケアの判定スコアが 8 点以上の者。</p> <p>(3) (1) 及び (2) に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市が認めた者。</p> <p>(4) 平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設 (障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成 22 年法律第 71 号) 第 5 条による改正</p>
--	--	--	--

		<p>前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第 50 条第 1 項に規定する指定療養介護事業所をいう。）を利用するものであること。</p>			<p>前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設をいう。<u>以下同じ。</u>）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第 7 条第 6 項に規定する指定医療機関をいう。<u>以下同じ。</u>）に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第 50 条第 1 項に規定する指定療養介護事業所をいう。<u>以下同じ。</u>）を利用するものであること。</p>
	<p>生活介護 【法第 5 条第 7 項】</p>	<p>【内容】 障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の<u>身体機能</u>又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p> <p>【対象者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。</p>		<p>生活介護 【法第 5 条第 7 項】</p>	<p>【内容】 障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の<u>身体的機能</u>又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p> <p>【対象者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。</p>

		<p>(1) 障がい支援区分3(障がい者支援施設に入所する者は区分4)以上である者。</p> <p>(2) 年齢が50歳以上の場合は障がい支援区分が2(障がい者支援施設に入所する者は区分3)以上である者。</p> <p>(3) 障がい者支援施設に入所する者であって障がい支援区分4(50歳以上の場合は障がい支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が必要と認めた者</p>			<p>(1) 障がい支援区分3(障がい者支援施設に入所する者は区分4)以上である者。</p> <p>(2) 年齢が50歳以上の場合は障がい支援区分が2(障がい者支援施設に入所する者は区分3)以上である者。</p> <p>(3) 障がい者支援施設に入所する者であって障がい支援区分4(50歳以上の場合は障がい支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市が必要と認めた者</p>
介護給付	<p>重度障害者等包括支援 【法第5条第9項】</p>	<p>【内容】 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、<u>就労継続支援</u>、<u>就労定着支援</u>、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。</p> <p>【対象者】 障がい支援区分6(障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、<u>以下のいずれかに該当する者。</u></p> <p>(1) 重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にあ</p>	介護給付	<p>重度障害者等包括支援 【法第5条第9項】</p>	<p>【内容】 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。</p> <p>【対象者】 障がい支援区分6(障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、<u>(1)(2)のいずれかに該当する者。</u></p> <p>(1) 重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にあ</p>

		<p>る障がい者のうち、(ア)(イ)のいずれかに該当する者。</p> <p>(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(Ⅰ類型)</p> <p>(イ)最重度知的障がい者(Ⅱ類型)</p> <p>(2)障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)</p>			<p>る障がい者のうち、(ア)(イ)のいずれかに該当する者。</p> <p>(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(Ⅰ類型)</p> <p>(イ)最重度知的障がい者(Ⅱ類型)</p> <p>(2)障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)</p>
<p>訓練等給付</p>	<p>自立訓練(機能訓練) 【法第5条第12項】</p>	<p>【内容】 障がい者に障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>(1)入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。</p> <p>(2)特別支援学校を卒業した者であって、</p>	<p>訓練等給付</p>	<p>自立訓練(機能訓練) 【法第5条第12項】</p>	<p>【内容】 障がい者に障がい者支援施設もしくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設もしくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>(1)入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。</p> <p>(2)特別支援学校を卒業した者であって、</p>

	<p>地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等。</p>		<p>地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等。</p>
<p>自立訓練(生活訓練) 【法第5条第12項】</p>	<p>【内容】 障がい者に障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者。（視覚障がい者に対する歩行訓練等を生活訓練として実施できる。）具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、<u>生活能力の維持・向上</u>などの支援が必要な者等。</p>	<p>自立訓練(生活訓練) 【法第5条第12項】</p>	<p>【内容】 障がい者に障がい者支援施設もしくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設もしくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者。（視覚障がい者に対する歩行訓練等を生活訓練として実施できる。）具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、<u>身体機能の維持・回復</u>などの支援が必要な者等。</p>

<p>宿泊型自立訓練</p> <p>【法第5条第12項】</p>	<p>【内容】</p> <p>障がい者に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。</p>	<p>宿泊型自立訓練</p> <p>【法第5条第12項】</p>	<p>【内容】</p> <p>障がい者に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。</p>
<p>就労選択支援</p> <p>【法第5条第13項】</p>	<p>【内容】</p> <p><u>就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障がい福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の</u></p>		

	<p><u>必要な支援を行う。</u></p> <p>【対象者】</p> <p><u>就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者。</u></p>		
<p>就労移行支援</p> <p>【法第5条第14項】</p>	<p>【内容】</p> <p>就労を希望する65歳未満の障がい者若しくは65歳以上の障がい者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その<u>適正</u>に応じた職場の開拓、就職後における職場への</p>	<p>就労移行支援</p> <p>【法第5条第13項】</p>	<p>【内容】</p> <p>就労を希望する65歳未満の障がい者若しくは65歳以上の障がい者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その<u>適正</u>に応じた職場の開拓、就職後における職場への</p>

	<p>定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>(1) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者。</p> <p>(2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65 歳以上の者を含む就労を希望する者。</p> <p>(3) 通常の事業所に雇用されている 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</p> <p>※ただし、65 歳以上の者は、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定</p>		<p>定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>(1) 就労を希望する者で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者。</p> <p>(2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65 歳以上の者を含む就労を希望する者。</p> <p>(3) 通常の事業所に雇用されている 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</p> <p>※ただし、65 歳以上の者は、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定</p>
--	--	--	---

	を受けていた者に限る。		を受けていた者に限る。
<p>就労継続支援 A 型 【法第 5 条第 15 項】</p>	<p>【内容】 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者又は通常の仕事所に雇用されている者であって、通常の仕事所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者（65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた者に限る。）又は通常の仕事所に雇用されている 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者であって、通常的事</p>	<p>就労継続支援 A 型 【法第 5 条第 14 項】</p>	<p>【内容】 通常の仕事所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者又は通常の仕事所に雇用されている者であって、通常の仕事所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>【対象者】 企業等に就労することが困難な者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者（65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた者に限る。）又は通常の仕事所に雇用されている 65 歳未満の者若しくは 65 歳以上の者であって、通常の仕事所に新た</p>

		<p>業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。<u>具体的には次のような例が挙げられる。</u></p> <p>(1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結できなかった者。</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結できなかった者。</p> <p>(3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。</p> <p>(4) 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。</p>			<p>に雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。</p> <p>(1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関結できなかった者。</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関結できなかった者。</p> <p>(3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。</p> <p>(4) 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者。</p>
	<p>就労継続支援B型 【法第5条第15項】</p>	<p>【内容】 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事</p>		<p>就労継続支援B型 【法第5条第14項】</p>	<p>【内容】 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者で、その年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新</p>

業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なもの。具体的には次のような例が挙げられる。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。
- (2) 50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者。
- (3) (1) 及び (2) のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援事業者に

たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なもの。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。
- (2) 50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者。
- (3) (1) 及び (2) のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等

		<p><u>よるアセスメント（原則1年以内に実施されたもの）により、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者（就労選択支援事業所がない地域においては、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者）。</u></p> <p>(4) 障がい者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者。</p> <p>(5) 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。</p>			<p><u>によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者。</u></p> <p>(4) 障がい者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者。</p> <p>(5) 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。</p>
	<p>就労定着支援 【法第5条第16項】</p>	<p>【内容】 就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導</p>		<p>就労定着支援 【法第5条第15項】</p>	<p>【内容】 就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる諸問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行う。</p>

	<p>及び助言等の支援を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>就労移行支援等を利用した後、<u>通常の事業所に新たに雇用された</u>一般就労へ移行した障がい者であって、就労を継続している期間が6月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6月）を経過した障がい者。</p>			<p>【対象者】</p> <p>就労移行支援等を利用した後、一般就労へ移行した障がい者であって、就労を継続している期間が6月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6月）を経過した障がい者。</p>
<p>自立生活援助 【法第5条第17項】</p>	<p>【内容】</p> <p>居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の</p>		<p>自立生活援助 【法第5条第16項】</p>	<p>【内容】</p> <p>居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の</p>

	<p>障がい・疾病等、当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、上記の支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>(1) 障がい者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者。 ※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>(2) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者。</p> <p>(3) 精神科病院に入院していた精神障がい者。</p> <p>(4) 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者。</p> <p>(5) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されていた障がい者。</p> <p>(6) 更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者。</p>		<p>障がい・疾病等、当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、上記の支援を要する者。</p> <p>(1) 障がい者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者。 ※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>(2) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者。</p> <p>(3) 精神科病院に入院していた精神障がい者。</p> <p>(4) 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者。</p> <p>(5) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されていた障がい者。</p> <p>(6) 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者。</p>
--	--	--	--

		<p>(7) <u>現に地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により、当該家族等による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者</u>であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者。</p> <p>(8) 同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障がいや高次脳機能障がい等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者。</p>			<p>(7) <u>地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等若しくは当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障がい者に対し、当該家族等による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者</u>であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者。</p> <p>(8) 同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障がいや高次脳機能障がい等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者。</p>
	<p>共同生活援助 【法第5条第18項】</p>	<p>【内容】 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援</p>		<p>共同生活援助 【法第5条第17項】</p>	<p>【内容】 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援</p>

		<p>助を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）</p> <p>なお、身体障がい者が共同生活援助を利用するに当たっては、</p> <p>（1）在宅の障がい者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること。</p> <p>（2）共同生活援助の利用対象者とする身体障がい者の範囲については、</p> <p>施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障がい者となった者については新規利用の対象としないこと。</p>			<p>助を行う。</p> <p>【対象者】</p> <p>障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）</p> <p>なお、身体障がい者が共同生活援助を利用するに当たっては、</p> <p>（1）在宅の障がい者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること。</p> <p>（2）共同生活援助の利用対象者とする身体障がい者の範囲については、</p> <p>施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障がい者となった者については新規利用の対象としないこと。</p>
地域生活支援事業（略）			地域生活支援事業（略）		
地域相談支援給	<p>地域移行支援</p> <p>【法第5条第21項】</p>	<p>【内容】</p> <p>障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行う。</p>	地域相談支援給	<p>地域移行支援</p> <p>【法第5条第20項】</p>	<p>【内容】</p> <p>障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行う。</p>

付	<p>【対象者】 市が障がい支援区分認定調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、障がいの程度を含めた心身の状況等を把握した上で、以下のいずれかに該当すると認められる者。</p> <p>(1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者。 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>(2) 精神科病院に入院している精神障がい者。</p> <p>(3) 救護施設又は更生施設に入所している障がい者。</p> <p>(4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されている障がい者（特別調整対象者のうち、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者。）</p> <p>(5) 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者。</p>	付	<p>【対象者】 市が障がい支援区分認定調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、障がいの程度を含めた心身の状況等を把握した上で、以下のいずれかに該当すると認められる者。</p> <p>(1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者。 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障がい者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>(2) 精神科病院に入院している精神障がい者。</p> <p>(3) 救護施設又は更生施設に入所している障がい者。</p> <p>(4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されている障がい者（特別調整対象者のうち、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者。）</p> <p>(5) 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター<u>もしくは</u>自立準備ホームに宿泊している障がい者。</p>
---	---	---	--

地域定着支援 【法第5条第22項】	(略)
----------------------	-----

障がい児通所給付

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅型児童発達支援 (略)

保育所等訪問支援 【児法第6条の2の2 第5項】	【内容】 障がい児以外の児童との集団生活への適 応のための専門的な支援その他必要な支援 を行う。 【対象者】 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、 認定こども園、乳児院、児童養護施設その 他児童が集団生活を営む施設として、 <u>市</u> が 認めた施設に通う又は入所する障がい児で あって、当該施設において、専門的な支援 が必要と認められた障がい児。
--------------------------------	--

IV. 支給量

1. 介護給付費 (略)

2. 訓練等給付

(1) ~ (2) (略)

(3) 就労選択支援

○ 基準最大支給量：当該月の日数－8日

● 加算後最大支給量：31日

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があ

地域定着支援 【法第5条第21項】	(略)
----------------------	-----

障がい児通所給付

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅型児童発達支援 (略)

保育所等訪問支援 【児法第6条の2の2 第5項】	【内容】 障がい児以外の児童との集団生活への適 応のための専門的な支援その他必要な支援 を行う。 【対象者】 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、 認定こども園、乳児院、児童養護施設その 他児童が集団生活を営む施設として、 <u>市町村</u> が認めた施設に通う又は入所する障がい 児であって、当該施設において、専門的な 支援が必要と認められた障がい児。
--------------------------------	---

IV. 支給量

1. 介護給付費 (略)

2. 訓練等給付

(1) ~ (2) (略)

り、市が必要と認めた場合。

- (4) 就労移行支援 (略)
- (5) 就労継続支援 (略)
- (6) 就労定着支援 (略)
- (7) 自立生活援助 (略)
- (8) 共同生活援助 (グループホーム) (略)

(ア) 基本部分

○ 基準最大支給量：当該月の日数

(イ) 受託居宅介護サービス (身体介護を伴う場合に限る)

- 基準最大支給量：障がい支援区分 2 (150 分/月)
障がい支援区分 3 (600 分/月)
障がい支援区分 4 (900 分/月)
障がい支援区分 5 (1,300 分/月)
障がい支援区分 6 (1,900 分/月)

※ 以下のいずれかに該当する場合であって、基準最大支給量の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合は、基準最大支給量を超える支給決定を行うことができる。

- ① 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは希望する利用者のすべてが障がい支援区分 2 以下である場合。
- ② 障がい支援区分 4 以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、基準最大支給

- (3) 就労移行支援 (略)
- (4) 就労継続支援 (略)
- (5) 就労定着支援 (略)
- (6) 自立生活援助 (略)
- (7) 共同生活援助 (グループホーム) (略)

(ア) 基本部分

○ 基準最大支給量：当該月の日数

(イ) 受託居宅介護サービス (身体介護を伴う場合に限る)

- 基準最大支給量：障がい支援区分 2 (150 分/月)
障がい支援区分 3 (600 分/月)
障がい支援区分 4 (900 分/月)
障がい支援区分 5 (1,300 分/月)
障がい支援区分 6 (1,900 分/月)

※ 以下のいずれかに該当する場合であって、基準最大支給量の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合は、基準最大支給量を超える支給決定を行うことができる。

- ① 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、もしくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、もしくは、希望する利用者のすべてが障がい支援区分 2 以下である場合。
- ② 障がい支援区分 4 以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、基準最大支給

量を越えた支給決定が必要であると市が認めた場合。

3. 地域生活支援事業 (略)

4. 地域相談支援給付 (略)

5. 障がい児通所支援給付

(1) ~ (3) (略)

(4) 保育所等訪問支援

○ 基準最大支給量：2週間に1回程度(月概ね2回)

● 加算後最大支給量：障がいのある子どもの状態に応じて必要な日数

◆ 加算要件：以下のいずれかに該当する場合

① 初回の利用で、障がい児と訪問先との関係構築に時間を要する場合。

② 環境の変化などにより、集団生活において障がい児の状態が安定するまで継続して支援が必要と認められた場合。

③ 障がい児の状態が不安定で、集団生活において不適応が生じているなど、緊急性が高く濃密に支援が必要な場合。

V. 留意事項

1. 有効期間について (略)

2. 標準利用期間を超える更新決定等の取扱について

(1) (略)

(2) 標準利用期間の更新(延長)について

① (略)

② 提出書類(自立生活援助は(ア)のみ。)

量を越えた支給決定が必要であると市が認めた場合。

3. 地域生活支援事業 (略)

4. 地域相談支援給付 (略)

5. 障がい児通所支援給付

(1) ~ (3) (略)

(4) 保育所等訪問支援

○ 基準最大支給量：児童発達支援及び放課後等デイサービスとあわせて週5日の利用まで。

● 加算後最大支給量：31日

◆ 加算要件

申請者から基準最大支給量を超えて利用が必要と申し出があり、市が必要と認めた場合。

V. 留意事項

1. 有効期間について (略)

2. 標準利用期間を超える更新決定等の取扱について

(1) (略)

(2) 標準利用期間の更新(延長)について

① (略)

② 提出書類(自立生活援助は(ア)のみ。)

申請者は、原則として、サービス提供事業者が作成した以下の書類を標準利用期間終了日の1ヶ月前までに提出する。ただし、自立生活援助の場合は、(ア)のみ提出する。

- (ア) 標準利用期間を超える支給決定に係る理由書
- (イ) 個別支援計画案(更新した場合の計画)
- (ウ) チェックリスト経過記録表

③更新可否の判断内容(②提出書類で判断)

サービス名	判断内容
自立訓練 (機能訓練)	(略)
自立訓練 (生活訓練)	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。加えて、具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、 <u>若しくは</u> 現在訓練中でさらに継続が認められること。
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。加えて、帰宅後における具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、 <u>若しくは</u> 現在訓練中でさらに継続が認められること。
就労移行支援	(略)
自立生活援助	(略)

④ (略)

申請者は、原則として、サービス提供事業者が作成した下記書類を標準利用期間終了日の1ヶ月前までに提出する。ただし、自立生活援助の場合は、(ア)のみ提出する。

- (ア) 標準利用期間を超える支給決定に係る理由書
- (イ) 個別支援計画案(更新した場合の計画)
- (ウ) チェックリスト経過記録表

③更新可否の判断内容(②提出書類で判断)

サービス名	判断内容
自立訓練 (機能訓練)	(略)
自立訓練 (生活訓練)	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。加えて、具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、 <u>もしくは</u> 現在訓練中でさらに継続が認められること。
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。加えて、帰宅後における具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、 <u>もしくは</u> 現在訓練中でさらに継続が認められること。
就労移行支援	(略)
自立生活援助	(略)

④ (略)

3. 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）及び就労移行支援の標準利用期間の再設定について（略）

4. 就労選択支援の支給決定期間等について

(1) 基本的な考え方

支給決定期間は原則1ヶ月とする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は最長2ヶ月とする。

(ア) 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合。

(イ) 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1ヶ月以上の時間をかけた観察が必要な場合。

(2) 支給決定期間の更新について

1ヶ月で支給決定後、上記（ア）又は（イ）に該当する場合は、さらに1ヶ月更新（1回）することができる。なお、当初の支給決定期間が2ヶ月の場合は更新できない。

(3) 支給の再決定について

以下のいずれかに該当する場合は、再度支給決定を行うことができる。

(ア) 前回の支給決定の有効期間終了月から1年以上経過している場合。

(イ) 前回の支給決定の有効期間終了以降、対象者の就労ニーズや障がい状況の変化等があり、再度の支給決定によってサービスの目的とする成果が十分に見込まれる場合。

(4) 中立性の確保

3. 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）及び就労移行支援の標準利用期間の再設定について（略）

就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新、事業所の変更をするため、就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一法人が運営する就労選択支援は利用できない。

4. 暫定支給決定について

(1) (略)

(2) 対象サービス

(ア) (イ) (略)

(ウ) 就労継続支援A型

雇用契約を締結せずに就労継続支援A型事業所を利用する者については、将来的に雇用契約への移行が期待できる障がい者であることから暫定支給決定を行う。

なお、以下に掲げる場合には、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われるものとし、本支給決定期間のみの支給決定を行うことを可能とする。

①現在、就労継続支援A型を利用している障がい者が他の市町村に転居する場合

ただし、転居前に利用していた就労継続支援A型事業所から転居後に利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、当該アセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できること。

②就労移行支援を利用していた障がい者が就労継続支援A型の利用を希望する場合

ただし、当該就労移行支援事業所から利用する予定の就労継続

4. 暫定支給決定について

(1) (略)

(2) 対象サービス

(ア) (イ) (略)

(ウ) 就労継続支援A型

雇用契約を締結せずに就労継続支援A型事業所を利用する者については、将来的に雇用契約への移行が期待できる障がい者であることから暫定支給決定を行う。

なお、以下に掲げる場合には、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われるものとし、本支給決定期間のみの支給決定を行うことを可能とする。

①現在、就労継続支援A型を利用している障がい者が他の市町村に転居する場合

ただし、転居前に利用していた就労継続支援A型事業所から転居後に利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、当該アセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できること。

②就労移行支援を利用していた障がい者が就労継続支援A型の利用を希望する場合

ただし、当該就労移行支援事業所から利用する予定の就労継続

支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、当該アセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できること。

③就労選択事業所等によるアセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できる場合

(3) (略)

5. 自立支援給付と介護保険給付との適用関係について

(1)～(3) (略)

(4) 障がい福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧

障がい福祉サービス等	適用関係
障がい者支援施設(生活介護+施設入所支援)	介護保険適用除外
療養介護	介護保険適用除外
共同生活援助	介護保険優先 ※ただし、居宅の変更は利用者本人の負担も大きいことから、最大限考慮する。
居宅介護、重度訪問介護、短期入所	介護保険優先
同行援護、行動援護	障がい福祉サービス優先
就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、自立生活援助、就労選択支援	障がい福祉サービス優先
自立訓練(生活訓練)	障がい福祉サービス優先
自立訓練(機能訓練)	介護保険優先
生活介護、地域活動支援センターII	介護保険優先

支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、当該アセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できること。

(3) (略)

5. 自立支援給付と介護保険給付との適用関係について

(1)～(3) (略)

(4) 障がい福祉サービス等と介護保険との適用関係一覧

障がい福祉サービス等	適用関係
障がい者支援施設(生活介護+施設入所支援)	介護保険適用除外
療養介護	介護保険適用除外
共同生活援助	介護保険優先 ※ただし、居宅の変更は利用者本人の負担も大きいことから、最大限考慮する。
居宅介護、重度訪問介護、短期入所	介護保険優先
同行援護、行動援護	障がい福祉サービス優先
就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、自立生活援助	障がい福祉サービス優先
自立訓練(生活訓練)	障がい福祉サービス優先
自立訓練(機能訓練)	介護保険優先
生活介護、地域活動支援センターII	介護保険優先

型、日中一時支援	
外出介護	障がい福祉サービス（地域生活支援事業）優先 ※ただし、余暇目的での外出に限る。
訪問入浴サービス	介護保険優先

(5)～(6) (略)

6. サービスの適用順位について (略)
7. サービスの併給について (略)
8. 二人介護の考え方について（平成18年厚生労働省告示第546号）(略)
9. 支給の特例について (略)
10. その他 (略)

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

型、日中一時支援	
外出介護	障がい福祉サービス（地域生活支援事業）優先 ※ただし、余暇目的での外出に限る。
訪問入浴サービス	介護保険優先

(5)～(6) (略)

6. サービスの適用順位について (略)
7. サービスの併給について (略)
8. 二人介護の考え方について（平成18年厚生労働省告示第546号）(略)
9. 支給の特例について (略)
10. その他 (略)

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年5月23日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年5月23日から施行する。